

旭川工業高等専門学校点検評価部会細則

制定 平成28. 3. 24達第32号

旭川工業高等専門学校点検評価部会細則

(設置)

第1条 旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規則（平成28年達第31号）第9条第2項の規定に基づき、学校教育法（以下「法」という。）第123条で準用する第109条第1項に定める自己点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）、法第123条で準用する第109条第2項に定める高等専門学校機関別認証評価（以下「認証評価」という。）、日本技術者教育認定機構が行う技術者教育プログラムの認定（以下「JABEE認定審査」という。）等に関する専門的事項について審議するため、旭川工業高等専門学校点検評価部会（以下「点検評価部会」という。）を置く。

(部門)

第2条 点検評価部会に、次の各号に掲げる部門を置き、それぞれ当該各号に定める事項について審議する。

(1) 自己点検・評価部門

- ア 自己点検・評価の実施
- イ 報告書の作成及び公表
- ウ その他自己点検・評価に関する事項

(2) 認証評価部門

- ア 自己評価書の作成
- イ 書面調査及び訪問調査への対応
- ウ その他認証評価に関する事項

(3) JABEE認定審査部門

- ア 自己点検書の作成
- イ 書面審査及び実地審査への対応
- ウ その他JABEE認定審査に関する事項

(4) その他の第三者評価等部門

(構成)

第3条 点検評価部会は、次の部会員をもって構成する。

- (1) 旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会（以下「委員会」という。）委員のうちから委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者 若干人
- (2) その他委員長が指名する者 若干人

(任期)

第4条 部会員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 点検評価部会に部会長を置き、部会員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

2 部会長は、点検評価部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 点検評価部会は、部会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 部会長は、第3条第1号の部会員が点検評価部会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

2 代理の者には、議決権を与える。

(部会員以外の者の出席)

第8条 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を出席させることができる。

(報告)

第9条 部会長は、点検評価部会で審議した事項を総括し、委員長に報告する。

(事務)

第10条 点検評価部会の事務に関することは、総務課において処理する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この細則の制定後、最初の部会員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。